応援したい取組み

犯罪被害を受けた方やそのご家族・ご遺族のために

犯罪被害者等支援を持続的に行うため、「世田谷区犯罪被害者等支援等基金」を創設しました。
いただいた寄附金は犯罪被害を受けた方やそのご家族・ご遺族への経済的支援や二次被害防止のための啓発事業等に活用します。

問人権・男女共同参画課
☎6304-3453 FAX6304-3710

医療的ケア児とその家族の笑顔を増やしたい

日々様々な困難を抱えながら生活する医療的ケア児とそのきょうだい、家族が楽しく、安全に暮らしていくための支援に活用します。

問障害保健福祉課
☎5432-2242 FAX5432-3021

子ども・若者が、笑顔で、自分らしく、チャレンジできる

子ども・若者の多様な活動や、子育て家庭を支える取組み、子どもを育む地域活動の支援等に活用します。

問子ども・若者支援課
☎5432-2253 FAX5432-3016

せたがやの教育の充実のために

小・中学校の建替え、子どもの海外教育交流やICTを活用した学びの充実に取り組みます。

義務教育施設整備基金

世田谷遊びと学びの教育基金

問教育総務課
☎5432-2652 FAX5432-3028

本庁舎等整備プロジェクト

築後60年以上が経過した庁舎等を改築し、区民の生活の支えや交流の拠点となる場所づくりのために活用します。

問庁舎管理担当課
☎5432-2088 FAX5432-3006

いつまでも安心して暮らし続けられる

福祉施設や市民活動団体への支援など、“住みなれた地域ですべての人がともに支えあう”地域をつくります。

問保健福祉政策課
☎5432-2292
FAX5432-3017

問市民活動推進課
☎6304-3174
FAX6304-3597

みんながスポーツを楽しめる

パラスポーツの推進をはじめ、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツを楽しめる環境をつくります。

問スポーツ推進課
☎5432-2742 FAX5432-3080

多文化共生のまち“せたがや”を目指して

地域の国際交流団体等への支援など、区に住む全ての人たちがお互いを尊重し合える多文化共生の意識づくり・国際交流等の推進に活用します。

問文化・国際課
☎6304-3439 FAX6304-3710

あなたの財産を未来につなげるために遺贈（いぞう）という選択肢があります

ご遺言や故人の想いを受けた相続人の方などが、社会貢献・地域貢献として遺贈（相続）財産の一部を区の施策等にご寄附いただくことができます。

世田谷区では、区内の金融機関と協定を締結し、遺贈の相談窓口を紹介しています。

各相談窓口の連絡先はこちらから ▶▶▶

電話・FAX番号の市外局番「03」を省略して記載しています。